

令和3年6月30日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社 I-PEC

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日～令和6年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前・産後休業や育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年7月～ 制度に関するリーフレット等を社員に配布又は社内に掲示

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備をするために、育児休業中の労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供の実施や、育児休業中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 令和3年7月～ 能力開発や情報提供の内容の検討、及び業務の実態調査・可視化を図り、業務フローの改善・見直しを検討。
- 令和4年4月～ 定期的に職場の状況や法律改正等の情報提供を開始。
育児休業中の職場においては必要であれば代替要員を確保し、代替要員に対して業務の引き継ぎが実施できるよう業務マニュアル及び体制を整える。
- 令和4年5月～ 業務の実態調査、可視化を踏まえて業務内容の分担の見直し、組織体制の見直しの実施。